

## 生活関連施設等感染予防対策強化事業 主な対象備品及び消耗品

・工事を要する場合の工事費用は対象外です(対象機器の購入費用は対象となります)。

## 【備品】

用途	品名
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済端末(ソフトウェア含む)、決済端末と接続して利用する汎用端末(PC、スマートフォン、タブレット端末、バーコードリーダー等)、据付・配線等
発熱確認	熱感知カメラ(サーモグラフィー)、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板
滅菌	衣服等滅菌装置、紫外線滅菌機器、スリッパ消毒装置、抗菌抗ウイルス対応品
手洗い	除菌電解水給水器、ペーパータオルホルダー
換気	HEPAフィルター付き空気清浄機、空気循環サーキュレーター(扇風機)、網戸、換気扇、二酸化炭素濃度測定器
接触防止	順番待ちお知らせシステム、混雑回避のためのオンライン予約システム、アクリルパーティション・アクリル板(※アクリル製でなくても飛沫を防止できるものであれば対象)、人感センサー付き照明器具、蓋付き便器(温水洗浄付き、自動洗浄付きの者を含む。ただし、蓋を閉じて洗浄すること)、簡易センサー型自動水栓、自動カーテン開閉装置、ビニールシート(送迎車などの仕切り)、透明ビニールカーテン(受付などへ設置)、レイアウト変更に伴う新たなイス・机、マイクロフォン・拡声器、消毒液設置台

※その他、生活関連施設等感染予防対策強化のための機器購入に資するもので知事が認めるもの(随時追加しますので、対象か迷う場合は事務局へご相談ください)

## 【消耗品】

用途	品名
滅菌	手指消毒液・消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水
手洗い	ペーパータオル、薬用液体石けん
接触防止	フェイスシールド、使い捨てコップ、使い捨てスリッパ、使い捨てブラシ、マスク、使い捨て手袋、三密防止など啓発チラシ・ポスター等、行列回避のための足下表示シール

※その他、生活関連施設等感染予防対策強化のための機器購入に資するもので知事が認めるもの(随時追加しますので、対象か迷う場合は事務局へご相談ください)

(以下は対象になりません)

次亜塩素酸水噴霧器	次亜塩素酸水の噴霧は人体に害を及ぼすことが指摘されているため(備品等を消毒するための生成器は対象です)
ハンドドライヤー	水滴によるウイルス拡散が指摘されているため
エアコン	エアコンは室内の空気を循環させ「冷房」「暖房」を目的として使用するものであり、一般的なエアコンは対象外とします。ただし、換気機能付き、空気清浄機能付きなど、感染症予防の効果があると考えられるものは対象(工事費用は対象外)。
温水洗浄便座	温水洗浄便座のみでは感染予防対策とは言えないため。ただし、感染防止のため、蓋付きを導入した場合は対象です(工事費用は対象外)。
感染対策が主たる目的でないもの	通常業務に利用するパソコン、スマートフォン、タブレット端末、自動車、掃除機など汎用性があるものは原則として対象外です。感染予防対策のために特別な理由がある場合は、申請書にその旨をご記載ください。
消費者庁から注意喚起されているものは、感染予防の効果について、現段階においては客観性及び合理性を欠くものがあるので、対象にならない場合があります。	

※消耗品のみ購入及び役務の提供、リース、保守費用等は支援対象となりません。